

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

能美市長 井出敏朗

市町村名 (市町村コード)	能美市 (17211)
地域名 (地域内農業集落名)	辰口地区2 (火釜町、来丸町、山田町、三ツ屋町、倉重町、出口町、辰口町、湯屋町、上徳山町、下徳山町、上開発町、下開発町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月26日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

・水稲作を主として、麦・大豆等の生産が行われている。  
・農家不在の辰口町において基盤整備が行われていないエリアで、これまで担い手となっていた農家の機械が大型化し、農道が狭く機械が入れず耕作し難いため、撤退の可能性が高く、耕作放棄地の増加が懸念される。地権者と今後の方針について行政と検討中。大規模農家への集積が進んでいるが、農地が広範囲に及ぶため水の管理について今後検討が必要。  
・個人農家の高齢化にともない、担い手が不足し大規模農家へ集約されているが、受け手側にも限度があるため、人材の確保が必要。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

水稲と主として生産していくが、有機米や野菜、果実(メロン)の生産に取り組む農家と共存していく。特別栽培米や減農薬野菜や有機農産物、6次産業化による加工品など付加価値を付けた商品の販売を行う。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	261.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	232.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

## 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出口町では、地元の1法人にほぼ集約される見込み。他のエリアにある農地についても交換等を行いさらに集約化させ、管理の効率化を図られる。</li> <li>・山田町においては、法人と集落営農に2分されているが今後集落営農の担い手の高齢化によって、法人へ集約をすすめるのか今後協議が必要。</li> <li>・下開発町においては地元の集落営農法人が集約しているが、組合員が高齢化しており後継者確保が必要。</li> </ul>
(2) 農地中間管理機構の活用方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すでに活用しているが、今後利用権設定期間が終了する際に順次切り替えていく。</li> </ul>
(3) 基盤整備事業への取組方針	辰口町においては検討中
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針	小・中・高校生の農業体験など後継者育成の一環として取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	今後必要に応じて検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				